

平成30年 第12回定例会

上里町農業委員会 会議録

平成30年12月25日(火)

平成30年 第12回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	平成30年12月25日(火)	開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時00分	
議長	吉澤 英彰	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：及川慶一 事務局係長：戸矢信男 主事：田島一成		書記	事務局主事 田島一成

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	吉澤 英彰	○	—	坂本 克次	○
会長代理	入 文隆	○	—	小暮 榮	○
1	青木 猛	○	—	橋爪 一松	○
2	川田 貴之	○	—	小林 進	○
3	藤島 廣二	○	—	横尾 邦雄	○
4	黒澤 順子	○	—	須賀 庄衛	×
5	松本 初美	○	—	清水 晴保	○
6	敷地 友好	○	—	松下 幸治	×
7	並木 利明	○	—	石関 準一	○
8	板垣 幸一	○	—	安藤 利一	○
9	松本 保夫	○	—	関根 健次	○
10	根岸 好行	○	—	岩田 弘一	○
11	和田山 玉彦	○	—	齊藤 直	○
12	紙田 晴夫	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより平成30年第12回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号10番 根岸 好行 委員 議席番号11番 和田山 玉彦 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 田島主事 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第38号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△アパート名〇〇〇〇 〇〇氏、譲渡人 熊谷市〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△、農業振興地域内の青地であり、受人の居住地から申請地までは約2.2km、地目は畑、面積は265㎡、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は28,448㎡、うち自作が251㎡、借受地が28,197㎡でございます。従農者数は3人、機械に関してはトラクター2台、移植機2台、管理機3台、軽トラック2台を所有、作付品目は白菜、カリフラワー、トウモロコシ等とのことです。譲受人は34歳の専業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。</p> <p>続きまして、2番と3番の案件ですが、こちらは地役権の設定に関する議案となっております。航空地図の3-2, 3をご覧くださいませでしょうか。今回の申請人である〇〇〇〇株式会社は、天然ガスの供給を行っている法人でございます。航空地図を見させていただきますと、編み掛けになっている箇所があるかと思いますが、編み掛け部分の地下2メートルほどのところに、〇〇〇〇株式会社の管理する天然ガスの</p>

		<p>パイプラインが埋設されております。今回、編み掛け部分のふた筆について地役権を設定する旨の申請でございます。地役権とは、土地に設定することのできる権利の1種でございますが、今回、〇〇〇〇株式会社が地役権を設定する目的は大きく2つあります。1つめですが、地役権の設定がなされると、当該土地の利用について、埋設物であるパイプラインの保全管理に影響を及ぼす行為、例えば当該土地の上に建物を建築したり、パイプラインの移設を要求したりすることはできなくなります。2つめですが、地役権を設定すると、土地の全部事項証明書・登記簿謄本に地役権が設定されている旨が明記されますので、第三者に対し、権利の設定がされている旨を周知することができます。そのことで、仮に当該土地が売買される際に、購入者が、パイプラインが埋設されていることを知らなかった、という状況を防ぐことができます。また、補足情報ですが、航空地図にて編み掛けがされている2筆のさらに南にある1筆についても、実際にはパイプラインが通っているところでございますが、こちらの筆については、地役権設定についての地権者同意がもらえなかったということで、地役権の設定はなされないとのことです。</p> <p>それでは、案件の説明をさせていただきます。2番ですが、設定人 東京都〇〇〇区〇〇△の△の△ 〇〇〇〇 (株)、被設定人 深谷市〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△、農業振興地域内の青地、地目は畑、面積は517㎡のうち34.74㎡、権利内容は地役権の設定でございます。</p> <p>3番ですが、設定人 東京都〇〇〇区〇〇△の△の△ 〇〇〇〇 (株)、被設定人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△、農業振興地域内の青地、地目は畑、面積は830㎡のうち58.75㎡、権利内容は地役権の設定でございます。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番について 問題ありません。</p> <p>2番・3番について</p>
	議 長	
	敷地 友好 委員	
	関根 健次 委員	

<p>日程第3 議案第39号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	議 長	<p>設定人及び非設定人が同意しているとのことなので、問題ありません。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	議 長	<p>質疑がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>
	議 長	<p>日程第3 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△、地目は田、面積は389㎡、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地です。宅地に接続しています。譲受人は現在親と同居しており、今後結婚の予定があるため、申請となりました。</p> <p>2番ですが、借借人 本庄市〇〇△の△の△ (株) 〇〇〇〇、賃貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏 外7名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△外7筆 計17, 310㎡、地目は田、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は表土置場、原石置場及び搬出入路、借借人の職業は建材業、形態は継続、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から15mほど離れています。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>3番ですが、借借人 本庄市〇〇△の△の△ (株) 〇〇〇〇、賃貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇</p>

		<p>○氏です。土地の所在は大字○○字○○△△△の△、785㎡のうち142.45㎡、地目は畑、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は搬出入路、賃借人の職業は建材業、形態は継続、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から10mほど離れています。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p>
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	板垣 幸一 委員	1番について 問題ありません。
	関根 健次 委員	2番・3番について
		これまで継続で使用していた場所であり、賃借人と賃貸人の合意を得ているので、問題ありません。ただし、近隣の方に迷惑とならないよう、賃借人には引き続き注意して作業を行っていただきたいと考えております。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
		～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
		～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
[閉 会]	会 長 代 理	以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

平成30年12月25日

議 長

印

(根岸 好行 委員)

署 名 人

印

(和田山 玉彦 委員)

署 名 人

印